

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県GAP第三者確認制度実施要領</p> <p>第1～8条 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>第9条 <u>確認及び登録の有効期間は、確認証の交付日から1年とする。令和元年度に確認を受けた者についても、この限りとする。</u></p> <p>(確認後の更新)</p> <p>第10条 <u>確認の更新を受けようとする場合には、第9条に規定する有効期間が満了する3ヶ月前までに、第2条の規定に準じ更新申請を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>更新に係る調査は、確認を受けた日から1年以内に実施し、第3条、第4条、第5条及び第6条に規定された方法に準じて行う。</u></p> <p>第11～13条 (略)</p> <p>(確認を受けた者の遵守事項)</p> <p>第14条 確認を受けた者は、関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>2 確認を受けた者は、GAPに誠意をもって取り組まなければならない。</p> <p>3 <u>確認を受けた者は、管理基準に則した管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県GAP第三者確認制度実施要領</p> <p>第1～8条 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>第9条 確認の有効期間は、<u>2020年9月末日までとする。</u></p> <p>(確認後の調査・点検)</p> <p>第10条 県は、<u>確認を受けた者に対して、第9条に定める確認の有効期間内において、毎年、調査・点検を行う。</u></p> <p>2 <u>確認後の調査は、確認を受けた日から12ヶ月以内で毎年実施し、2回目以降もこれに準じて毎年実施する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>確認後の調査については、第4条、第5条及び第6条に規定された方法に準じて、初回の調査で使用した高知県版GAP実施状況確認シートにより行う。</u></p> <p>第11～13条 (略)</p> <p>(確認を受けた者の遵守事項)</p> <p>第14条 確認を受けた者は、関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>2 確認を受けた者は、GAPに誠意をもって取り組まなければならない。</p> <p>3 <u>確認を受けた者は、管理基準に則した管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、確認を受けた日から1年以内に取組状況の調査・点検を受けるこ</u></p>

4 確認を受けた者は、県の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

第15条 (略)

(書類等の整備及び保管)

第16条 確認を受けた者は、GAPの取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、確認及び登録の有効期間から1年間保管するものとし、県の求めがあった場合にはこれを提出しなければならない。

2 県は、調査・点検の内容等、必要な書類について、確認及び登録の有効期間から1年間保管するものとする。

第17～19条 (略)

(附 則)

この要領は、平成30年9月27日から施行する。

この要領は、令和2年9月2日から一部改正する。ただし、令和2年度に有効期間が満了する者はこの限りでない。

ととする。不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

4 確認を受けた者は、県の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

第15条 (略)

(書類等の整備及び保管)

第16条 確認を受けた者は、GAPの取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、確認の有効期間2020年9月末日から1年間保管するものとし、県の求めがあった場合にはこれを提出しなければならない。

2 県は、調査・点検の内容等、必要な書類について、確認の有効期間2020年9月末日から1年間保管するものとする。

第17～19条 (略)

(附 則)

この要領は、平成30年9月27日から施行する。

(追加)